

# 松本労働基準監督署

## 令和5年度冬季労働災害防止運動実施中

実施期間：令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

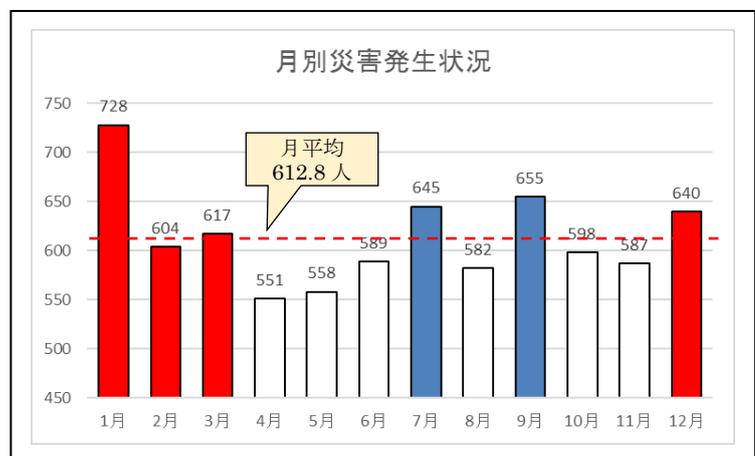
例年、松本労働基準監督署管内においては、冬季間に労働災害が多発する傾向があります。特に寒さが厳しくなる1月前後は予想外の事故も発生しやすくなることから、今年度も令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間に「令和5年度冬季労働災害防止運動」を展開することといたしました。

各職場におかれましては、重点目標である転倒災害防止のための対策を入念に行うとともに事業場内外の危険箇所や機械設備等の再点検・再チェックを実施する等により、新年に向け、労働災害防止にとりくまれるよう要望します。

### ◆1月は災害多発月!!

過去20年間（平成15年1月から令和4年12月まで）に発生した労働災害を発生月別でみると1月が最も多く、728人が被災しています。

新しい年を迎えるにあたり以下の事項を積極的に実施することにより、まずは1月を労働災害ゼロに収め、ひいては令和6年をゼロ災害の年にしましょう。



### ◆冬季労働災害第1位「転倒災害」

当署管内において冬季間（12月～3月）に最も多く発生した災害は「転倒災害」で、災害全体の31.6%が転倒災害です。（年間では23.9%）

工場・事務所等では従業員用駐車場から事業場出入口までにおいて、運送業・社会福祉施設等では配達先・利用者先で転倒するケースが目立ちます。

各事業場においては、通路の安全が確保されているか、職場周辺や外出先に危険な凍結箇所はないか等、入念にチェックしましょう。



©松本労働基準監督署

### ◆冬季労働災害第2位「墜落・転落災害」

建設工事現場等における高所からの墜落・転落災害のみならず、設備作業・清掃作業・棚卸作業等における「梯子や脚立等」からの墜落・転落災害が多発しています。

高所で作業する場合は、墜落制止用器具（安全帯）・ヘルメット（墜落時保護機能付きのもの）の着用を徹底しましょう。

梯子や脚立を用いる場合は、正しい使用方法を確認し、遵守しましょう。

## ◆冬季労働災害第3位「動作の反動・無理な動作災害」

作業中の「動作の反動」や「無理な動作」を原因とする「腰痛災害」が多発しています。寒い日・寒い場所では身体が冷えて硬くなることから腰痛多発の傾向があります。

作業前には腰痛体操やストレッチを必ず行い、作業場所の温度を適温に保つことや、防寒服を着用する等の対策を講じましょう。

## ◆冬季労働災害第4位「はさまれ・まきこまれ災害」

機械設備の点検・清掃時等に、機械にはさまれたり、巻き込まれる災害が発生しています。

機械に生じた不具合や、ゴミの付着等を発見した際には、必ず該当機械設備を完全に停止させてから対処するようにしましょう。

点検等で機械の可動範囲内に立ち入る際は、操作盤の起動スイッチ等に「点検中のため起動厳禁」の表示をするよう徹底しましょう。

## ◆冬季労働災害第5位「交通事故災害」

「NO3急（ノーサンキュー）運転」（急ハンドル、急ブレーキ、急発進をしないこと）を心掛けさせるなど、冬季安全運転に関する教育を実施しましょう。

## ◆暖房器具等による「火災」に注意!!

冬季間は火災による労働災害も発生しやすくなります。

当署管内においても過去には、暖房器具付近にスプレー缶を放置したことによる爆発災害や、消毒用スプレーが引火したことによる火災災害等も発生していることから、暖房器具等火気の周囲は常に整理整頓し、可燃物や爆発の危険があるもの等は絶対に放置しないよう厳に注意しましょう。

## ◆事業場実施事項

- ①本運動の趣旨及び実施事項の周知を図り、安全衛生活動の活性化対策を講ずる。
- ②凍結・積雪による転倒災害の防止対策を講ずる。
- ③建物の屋根などの除雪作業における墜落等の労働災害防止対策を講ずる。
- ④上記③を除く除雪作業における労働災害防止対策を講ずる。
- ⑤建設工事現場における労働災害防止対策を講ずる。
- ⑥スリップ等による交通労働災害防止対策を講ずる。
- ⑦輸送・配達業務に関する労働災害防止対策を講ずる。
- ⑧高年齢労働者の安全衛生確保対策を講ずる。
- ⑨雪崩の際の労働災害防止対策を講ずる。
- ⑩内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒の予防対策を講ずる。

©松本労働基準監督署

